

家計急変があった保護者等の皆さまへ

【県内学校用】 公立高等学校生徒等奨学給付金の申請について 公立高等学校等専攻科生徒奨学給付金の申請について

岩手県教育委員会では、**保護者の失職等その他やむを得ない事情により家計が急変し、保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯を対象**に、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、公立高等学校生徒等奨学給付金を給付しています（返済は不要です）。

1 給付対象となる世帯

令和4年7月1日現在（令和4年7月1日までに家計急変があった場合）又は、家計急変があった日の翌月1日現在（7月2日以降に家計急変があった場合。（家計急変があった日が月の初日である場合は家計急変があった月の1日））で次の（1）から（4）のすべてに該当する世帯

- 生徒が公立の高等学校等（高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（1年～3年）、専修学校高等課程、高等学校専攻科等）に在学していること。
- 保護者が岩手県内に居住していること。
※保護者が県外に居住している場合は保護者の居住地の都道府県に申請することとなります。
各都道府県のお問合せ先は、事務室にお問い合わせいただくか、文部科学省ホームページ「高校生等奨学給付金のお問合せ先一覧」を御確認ください。
- 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと。
※保護者が父母以外の場合は必ず御確認ください。
- 保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯であること。

※7月1日又は、家計急変があった日の翌月1日（家計急変のあった日が月の初日である場合は、家計急変があった月の1日）から向こう1年間の収入見込額が下記収入基準に当てはまる場合又は、収入見込額を基に算定した所得金額から各種控除額を差し引いた額が道府県民税所得割及び市町村民税所得割の非課税に相当する場合。

※給付決定通知等が届くまでの間に就職等で家計状況が変更となる場合は、必ずお知らせください。

【収入基準額】

扶養親族人数	年間収入基準額 (給与所得者世帯)	扶養親族人数	年間収入基準額 (給与所得者世帯)
0人	1,000,000 円以下	3人	2,715,999 円以下
1人	1,703,999 円以下	4人	3,215,999 円以下
2人	2,215,999 円以下	5人	3,703,999 円以下

申請を希望される方はお申し出ください。

問合せ先：岩手県立〇〇高等学校事務室

電話 〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇

2 生徒一人当たりの支給額

給付対象となる世帯に対して、7月1日までに家計急変があった場合は、年額を給付、7月2日以降に家計急変があった場合は、家計急変があった日の翌月（家計急変があった日が月の初日である場合は、家計急変があった月）以降の月数に応じて算定した額を給付します。

対象者		国公立（年額）	（参考） 私立（年額）
高校生等	全日制・定時制 課程	第1子の高校生等	114,100円
		第2子以降の高校生等	143,700円
	通信制課程	50,500円	52,100円
専攻科生徒		50,500円	52,100円

例：8/5に家計急変があった場合（第2子以降の高校生等に該当する場合）

$143,700 \text{円} \times 7 \text{月（9～3月分）} \div 12 \text{月} = 83,825 \text{円}$ （1円未満の端数切捨て）

3 申請手続き（次の書類を速やかに提出してください。）

次の書類を学校が定めた期日までに提出してください。

対象者	提出書類
家計急変があった 世帯	①奨学給付金給付申請書（様式第1号）
	②振込口座届（様式第5号） ※1
	③保護者等の家計急変の発生事由を証明できる書類 （離職票・雇用保険受給資格者証・解雇通告書・破産宣告通知書・廃業等届出）
	④家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類 （家計急変前の課税証明書の写し等及び家計急変後の雇用証明書（参考様式-5）・ 直近の給与明細（3か月分）・税理士又は公認会計士の作成した証明書類等）
	⑤保護者等の扶養親族の人数・年齢が確認できる書類 （扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等） ※2
	⑥15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の扶養している子の健康保険証等の写し ※2※3 ※専攻科生徒の場合は不要
	⑦委任状（様式第6号） ※代理受領を希望する場合

※1 申請者本人名義の口座を記載してください。（通帳の表紙のコピーを添付してください。）

※2 健康保険証の写しを提出する場合は、被保険者記号・番号は黒く塗りつぶす等し、記号・番号等が見えないように提出してください。

※3 国民健康保険へ加入の世帯の場合は、扶養の事実の申立書（参考様式-3）を提出してください。

4 支給方法

審査により支給が決定された場合、下記のいずれか希望する方法で受給できます。

(1) 口座振込

申請書受理後、1～2か月後までに届出の口座に振込みます。

(2) 学校長による代理受領

学校長が保護者等に代わって受領し、学校徴収金等の未済金に充当します。

希望される方は、様式第6号の委任状を提出してください。

5 その他

(1) 事実と異なる内容の申請を行ない、給付を受けた場合は全額返還となりますので注意願います。